

議員提出第2号

性暴力被害者のための『ワンストップ支援センター』の周知と増設を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年3月20日

提出者 吉川市議会議員 雪田 きよみ

賛成者 吉川市議会議員 濱田 美弥

〃 岩田 京子

吉川市議会議長 中嶋 通治 様

提案理由 口頭

性暴力被害者のための『ワンストップ支援センター』の周知と増設を求める意見書

性犯罪・性暴力被害者のための『ワンストップ支援センター』は、性犯罪・性暴力被害者に対し、被害直後から医師による心身の治療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援などの総合的な支援を可能な限り一カ所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、被害の潜在化を防止すること等を目的として設置されています。

埼玉県では、武蔵浦和合同庁舎において県・警察・公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターが連携・協力して、被害者のニーズに応じた途切れのない支援を実施しています。また、アイリスホットライン等性暴力被害者のための専用電話相談や、埼玉県・警察・犯罪被害者支援センター、産婦人科医会の4者協定締結などの努力がされています。

しかしこれらの努力は、実際に性暴力被害の当事者の間でさえまだ十分に認知されていない現状があります。また、センターの開設時間は平日の日中のみです。

被害者にとって最も大切なことは、被害直後からの医療的なケアとカウンセリングをしっかりと受けられる環境の整備です。24時間対応可能な病院主導型のセンター設置が求められています。

よって埼玉県においては、以下の対策を講ずるよう要望いたします。

1. 性犯罪・性暴力被害者のための『ワンストップ支援センター』についての周知を図ること。
2. 病院主導型・24時間対応可能な『ワンストップ支援センター』を、県内に複数設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

埼玉県吉川市議会

提出先

埼玉県知事